

吉富町ふるさと納税一括管理業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、吉富町ふるさと納税一括管理業務を委託するに当たり、その受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

吉富町ふるさと納税一括管理業務

(2) 業務内容

吉富町ふるさと納税一括管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

※本業務における寄附の受付については、令和7年4月中に開始するものとし、契約締結の日から受付開始までの間は、システム等の準備期間とし、当該準備期間中は、受託者の責任において行い、当該準備期間中に発生する費用等については、受託者が負担するものとする。

※業務を継続して委託することに支障がないと本町が認める場合は、本町と受託者双方合意の上、履行期間以降も業務委託契約を更新することができる。

(4) 見積限度額21,076,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※当町の一旦の目標額として限度額を定める。

<内訳>

【仕様書5の(1)～(4)まで及び(6)の手数料】

・寄附額の8%を上限とする。

$$\text{目標寄附額}200,000,000\text{円} \times \frac{8}{100} \times 1.1 = 17,600,000\text{円} \\ \textcircled{A}$$

【仕様書5の(5)の単価】

・1件当たり200円を上限とする。

$$\text{寄附1件当たり}200\text{円} \times \text{想定寄附件数}15,800\text{件} \times 1.1 = 3,476,000\text{円} \\ \textcircled{B}$$

※①及び②について、見積書を提出すること。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りでない。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。
- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 他自治体において本業務と同様の業務の実績があること。
- (5) 統括責任者又は担当者が、同種又は類似業務の実績を有すること。
- (6) 仕様書の内容及び現地の状況を十分に理解したうえで、本プロポーザルに参加できること。

4. 質問に関する事項

(1) 質問方法

参加表明及び提案書に関して不明な点がある場合は、「質問書（様式第4号）」に質問事項を記載し、本要領13「担当課」宛にファックスにより提出すること。
電話及び来庁による口頭での質問は一切受け付けない。
なお、質問の内容で、「評価及び審査に関わる質問」及び「提案内容に関わる質問」については一切受け付けない。

(2) 回答について

質問と回答は、随時、町ホームページ上で公開する。
なお、回答は本要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

(3) 質問の受付期間

令和7年1月16日（木）午後5時まで

※ 最終回答は令和7年1月17日（金）午後5時までに行う。

5. 参加表明及び企画提案に関する事項

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、本要領3.「参加資格」を確認のうえ、次のとおり書類を提出すること。

なお、提出期限等については、本要領12「スケジュール」を参照のこと。

(1) 参加表明について

① 参加表明書（様式第1号） 1部

② 会社概要書（様式第2号） 10部

様式に示す会社概要を記載すること

③ 業務実績書（様式第3号） 10部

業務実績には、ふるさと納税業務の実績を1件以上記載すること。

④ 事業者（法人）の履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本の写し 1部

グループで参加するものは代表企業のみ提出とする。

⑤ 提出期限

令和7年1月22日（水）午後5時まで

⑥ 提出方法

提出書類を本要領13の「担当課」に持参又は郵送（提出期限に必着）にて提出すること。

※ 受付時間は、吉富町役場の閉庁日を除く各日午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 企画提案書について

① 企画提案書：10部

全てA4判の任意様式とする（必要に応じてA3判の綴じ込みも可）。仕様書の内容を踏まえつつ、提案内容を簡潔に分かりやすくまとめること。視覚的表現（写真、イラスト、その他これに類するもの）は、文章を補完するための必要最低限とする。なお、本町のこれまでの寄附実績については、本町のホームページを参照すること。

また、以下の項目に関する提案を含めること。

(ア) 業務の実施方針（提案力）

- ・仕様書の内容を踏まえ、業務の内容ごとに申込者が有する体制、強み、ノウハウを活かしてどのように実施していくのか詳細に記載すること。また、受託後、目標とする寄附額について記載し、可能な限り、設定した目標の根拠を記載すること。

(イ) 返礼品のPR（表現力）

- ・返礼品については、その魅力が寄附者に伝わることを鑑み、楽天ふるさと納税・ふるさとチョイス・ふるなびのいずれかの掲載イメージを記載すること。また、サイト掲載までの流れ、掲載までの期間等を記載すること。

(ウ) 新規返礼品の企画立案（企画力）

- ・本町の返礼品開発の考え方にに基づき、具体的な提案として、本町がさらに寄附を伸ばすことを期待できる新たな返礼品の提案及び当該返礼品が本町の寄附を伸ばすと期待できる根拠について記載すること。また、返礼品取扱事業者との連携等を行うに当たり、具体的な方法（訪問や連絡をとる頻度、関係性を構築するに当たり工夫できること等）について提案を行うこと。

(エ) 返礼品の発注、配送管理等

- ・返礼品の発注、在庫管理等に当たり、返礼品取扱事業者の業務負担を最小限に抑える方法について記載すること。また、返礼品の配送料が安価となる提案がある場合は、記載すること。

(オ) 寄附獲得に向けたロードマップ（計画力）

- ・運用開始（令和7年4月1日）に向けたスケジュールについて記載すること。また、契約期間内における寄附獲得に向けた取組み（RPP等の広告、メルマガ配信等）について記載すること。

(カ) 業務実績書（様式第3号）に記載した実績について、寄附額が増加した要因及び分析結果

(キ) 本業務の実施体制、本業務の主な履行場所及びスタッフの専門性

(ク) コールセンターの体制

(ケ) 個人情報保護の対策（プライバシーマーク取得など）

② 見積書：1部

本業務に係る全ての経費の見積額を提出すること。

見積書の様式は任意とするが、見積限度額を超えないこと。

③ 提出期限

令和7年1月31日（金）午後5時まで

④ 提出方法

提出書類を本要領13「担当課」に持参又は郵送（提出期限に必着）にて提出すること。

※ 提出の場合の受付時間は、吉富町役場の閉庁日を除く各日午前8時30分から午後5時までとする。

6. 提案書の提出者の選定について

参加表明書を提出した者のうち、本要領3「参加資格」を満たす者を企画提案書の提出者として選定する。

また、選定結果は、令和7年1月24日（金）に、参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールにてその旨を連絡することとする。

7. 委託者の選定方法について

(1) 選定者

委託候補者（以下、「候補者」という。）の選定は、吉富町職員で構成する「選定委員会」において行う。

(2) 選定方法

参加事業者から提出された提案書等について、書類審査とプレゼンテーションを実施する。あらかじめ設定した評価基準に基づき、選定委員会の委員が提案内容を総合的に評価・採点し、本業務の実施に当たり最適な提案をした事業者を候補者として1者選定する。

なお、プレゼンテーションにおける説明および質疑応答については、本業務を受託した場合に担当者となる者が主として行うこと。

(3) 提案プレゼンテーションの日時等

提案プレゼンテーションの日時及び場所等の詳細については、参加事業者に対して別途通知する。

なお、プレゼンテーション当日は、Web 会議方式（会議ツール ZOOMを使用）でのプレゼンテーション及び質疑応答の内容を個々に審査するため、要点をまとめたパワーポイント資料等を画面共有しながらの説明を認めるが、企画提案書の内容の変更及び追加は認めない。時間は30分以内とし、その後、質疑応答15分程度とする。

(4) 選定結果

選定結果については、全ての参加事業者に対して参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知書面により通知する。

※ 本要領6「提案書の提出者の選定について」及び7「委託者の選定方法について」に関して、選定の経緯や内容については公表しない。また、選定結果に対する質疑や異議申し立ては受け付けない。

8. 企画提案評価基準（概要）

項番	評価項目	評価基準	配点
1	会社概要、業務実績	・会社の事業状況、技術力、組織体制、同種・類似業務の受注実績など	10点
2	業務実施体制・業務遂行能力	・仕様書の内容を十分に理解したうえで提案がなされているか ・委託契約締結後、準備期間を経て確実な運用開始が行えるか ・個人情報の保護、管理は適切であるか ・寄附者からの問合せ、苦情等に対応できる体制、本町と連携・情報共有できる体制が整えられているか ・寄附者情報等の管理について、適切なシステムが	20点

		構築され、一元的に管理可能であり、提案するポータルサイトとの連携は適切か	
3	返礼品の企画、協力事業者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省が定める基準を遵守し、吉富町らしい魅力ある返礼品の提案であるか。また、随時新たな商品提案ができるか ・ふるさと納税を通じて、本町の魅力を全国に発信し、現地産業の活性化、誘客促進等につながる効果的な提案となっているか ・既存の協力事業者が負担なく引き続き事業に参加できるか ・協力事業者をサポートし、返礼品の受注・配送管理、新たな返礼品の企画や提案を行うことができるか 	20点
4	寄附増額に向けた企画	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附増額に向け、各ポータルサイトの特徴を踏まえたうえで、効果的なポータルサイトの運用・管理を行えるか ・自社の強みを活かし、独自性のある取組、経費の最小化に資する取組や職員の負担軽減につながる取組等の提案がされているか 	30点
5	見積価格	・提案価格に対する評価	10点
6	プレゼンテーション	・提案の説明能力、本業務への意欲・姿勢 質疑に対する応答、コミュニケーション能力	10点

9. 参加事業者の失格

参加事業者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書を無効とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本要領3に定める参加資格を満たしていない又は満たさなくなった場合
- (3) その他本要領の定めに反した場合
- (4) 本件に関して不正な行為、公平さを欠く行為等があった場合

10. その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、その一切を参加事業者の負担とする。
- (2) 持参以外の方法による場合で、参加事業者が提出した書類について不達及び遅配を原因とする不利益が生じても、本町はこの責を負わない。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。
- (4) 書類の提出後において、その内容の変更、差替え及び再提出は認めない。

- (5) 提出された参加表明書及び企画提案書等の著作権は参加事業者に帰属するものとし、無断で使用することはない。ただし、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書の複製、記録及び保存を行う。

1 1. 契約

契約内容については、候補者の企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。契約締結に向けて、候補者と本業務の実施方針及び手法などについて協議及び調整を行った上で、業務委託契約の締結を行う。協議が不調となった場合には、次点の候補者と同様の手続きを行うものとする。

なお、参加事業者が1社であった場合も本プロポーザルは有効とする。

1 2. スケジュール

実施内容	日付（令和6年度）
質問受付期限	1月16日（木） 午後5時まで
参加表明書提出期限	1月22日（水） 午後5時まで
選定通知日	1月24日（金）
企画提案書提出期限	1月31日（金） 午後5時まで
プレゼンテーション実施	2月4日（火） 予定
審査結果の通知	2月10日（月）頃
契約締結	2月14日（金）頃

1 3. 担当課

吉富町役場 未来まちづくり課

〒871-8585

福岡県築上郡吉富町大字広津226番地1

電話 0979-24-1122（ダイヤルイン）

FAX 0979-24-3219

HP <https://www.town.yoshitomi.lg.jp/>